

日常点検基準

有限会社 藤観光

日常点検基準

制 定	令和5年 4月 1日
実 施	令和5年 4月 1日

(目的)

第1条 道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに環境に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するために本基準を定める。

(点検実施時期)

第2条 1日1回、自動車の運行開始前に必ず実施するものとする。また、整備管理者が特に必要と認めた場合には適時整備管理者の指示により実施すること。

(点検の実務者)

第3条 日常点検は、乗務する運転者並びに交代乗務する運転者が実施するものとする。

(実施場所)

第4条 日常点検は、車庫地内の所定の位置において実施するものとする。ただし、車庫地以外の始発拠点の位置において実施する場合は、整備管理者の指示によること。

(点検表の使用及び報告)

第5条 日常点検は、日常点検表を使用して実施し、点検結果を日常点検表に記入・押印のうえ、整備管理者又は補助者に報告し、運行の可否について指示を受けなければ運行することができないものとする。

(点検の実施確認)

第6条 整備管理者は、運転者より提出された日常点検表により、点検の実施を確認し、当該自動車の運行可否の決定を行い、日常点検表に押印・所定事項記入をもって、運行管理者に連絡するものとする。車庫以外の始発拠点で実施した場合は、電話等の報告により実施を確認し、運行管理者に報告するものとする。

(点検結果の処置)

第7条 整備管理者は、点検の結果、不良箇所がある場合は次により処置するものとする。

1. 直ちに整備の指示を行うこと。
2. 車の状態により運行に支障のないときは、業務等の状況を考慮して制限運行すること。
3. 整備をする場合は、臨時整備として取り扱い、整備の指示及び処置については、点検表に記入すること。

(点検順序)

第8条 別表2 日常点検の実施方法によるものとする。

(点検実施箇所、内容、判定基準)

第9条 別表2 日常点検の実施方法によるものとする。

(運転者に対する指導監督)

第10条 日常点検に関する運転者の教育は、次によるものとする。

1. 新規採用運転者

項 目	実施責任者	教 材	時 間
自動車 の 構 造	藤原 章雄	運送事業者が事業用自動車事	0.5 時間
整備関係法令	藤原 章雄	の運転者に行う一般的な指導	0.5 時間
日常点検基準	藤原 章雄	及び監督の実施マニュアル	0.5 時間
判定能力の教育	藤原 章雄		0.5 時間
日常点検の実習	藤原 章雄		1 時間

2. 再教育

教育時間 1 カ月 1 回以上、 3 時間

教育内容 新規採用運転者と同じ

実施者 藤原 章雄

3. 教育結果は 社長に報告するものとする。
(立会指導)

第 11 条 整備管理者は、定期または随時、日常点検の実施について立会い指導を行う。

(附則)

本基準は 令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

(別表 1) 日常点検基準〔第 1 条関係〕

点 検 箇 所	点 検 内 容
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分である事。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引き代が適当であること。
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷はないこと。 3. 異常な磨耗がないこと。 4. 冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと。(フラットホームに達していないこと。) (※1) 5. 溝の深さが十分でないこと。 (※2) 6. ディスク・ホイールの取り付け状態が不良でないこと。
3. バッテリー	液量が適当であること。
4. 原動機	(※1) 1. 冷却水の量が適当であること。 (※1) 2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつファン・ベルトに損傷がない事。 (※1) 3. エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1) 4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ異音がないこと。 (※1) 5. 低速及び加速の状態が適当であること。
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。
6. ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	(※1) 1. ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ噴射状態が不良でない事。 (※1) 2. ワイパーの私拭状態が不良でないこと。
7. エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。

8. 運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。
---------------------	---------------

(注) ①(※1)の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ②(※2)の点検は、車両総重量 8t 以上の自動車に限る。

(別表 2) 日常点検の実施方法

点 検 箇 所	点 検 項 目	点 検 の 実 施 方 法
運行中の異常箇所	当該箇所の異常	○前日又は前回の運行中に異常を認めた箇所について、運行の支障がないかを点検する。
運 転 席 で の 点 検	ブレーキ・ペダルのきき	○エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏み応えが適当であるかを点検する。（床板とのすき間が少なくなっているときや、踏み応えがやわからかき感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがある。）
	引きしろ（踏み代）	○パーキングブレーキをいっばいに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検する。
	※かかり具合、異音	○エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するか点検する。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検する。
	※低速、加速の状態	○エンジンを暖気させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。
		○エンジンを除々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
エ ン ジ ン ル ー ム で の 点 検	※噴射状態	○ウインド・ウォッシュャー液の噴射の向き及び高さが適当かを点検する。
	※拭き取りの状態	○ワイパーを作動させ、低速及び高速の各動作が不良でないかを点検する。 ○きれいに拭き取れるかを点検する。
	◎空気圧力計	○エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合は極端に遅くないかを点検する。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検する。
	◎ブレーキ・バルブ	○ブレーキ・ペダルを踏んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検する。
	※液量	○ウインド・ウォッシュャー液の液量が適当かを点検する。
エンジンルームでの点検	※液量	○リザーブ・タンク内の液量が規定の範囲（MAX～MIN など）にあるかを点検する。
	※液量	○バッテリー各槽の液量が規定の範囲（UPPER～LOWER など）にあるかを、車両を揺らすなどして点検する。
	※水量	○リザーブ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲（MAX～MIN など）にあるかを点検する。（冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエーター、ラジエーター・ホースなどから水漏れのおそれがある。）
	※エンジン・オイルの量	○エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲にあるかを点検する。
	※張り具合、損傷	○ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したたむ程度であるかを点検する。 ○ベルトに損傷がないかを点検する。
点検装置、方向指	点灯、点滅具合、汚	○エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火

示器	れ、損傷	装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検する。
タイヤ	空気圧	○レンズなどに汚れや損傷はないかを点検する。
	亀裂、損傷	○タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検する。 ○扁平チューブレスタイヤなどのたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速運転を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検する。
	異常な磨耗	○タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検する。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検する。
	冬用タイヤの溝の深さ	○タイヤの接地面が異常に磨耗していないかを点検する。
	※溝の深さ	○ タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことを点検する。(プラットホームに達していないかどうか。)
スペアタイヤ	固定状態等	○溝の深さに不足がないかをウェア・インジケーター(スリップ・サイン)などにより点検する。
ディスク・ホイール	取り付け状況	空気圧・固定状態・金具の腐食状態
		○目視、および点検ハンマーを使用して次の点検を行います。 ・ホイール・ナットの緩みや脱落、ホイール・ボルトの折損はないか。 ・ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。
◎エア・タンク	タンク内の凝水	○ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検する。
◎ブレーキ・ペダル	※(踏みしろ、ブレーキのきき)	○エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について次の点検を行う。 ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態では、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシネックス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタによりすき間を点検する。 ・フル・エアブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態では、ブレーキ・チャンバのロッドをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

(注)①※の点検項目は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ②◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている自動車に限る。
 ③「ディスク・ホイールの取り付け状況」は、車両総重量8トン以上に限る。

令和5年 4月 1日 制 定

令和5年 4月 1日 実 施

住 所 秋田県雄勝郡羽後町足田字福田野 12-251
 事業者名 有限会社 藤観光

代表者 代表取締役 藤原 金一 ㊞